

事業計画書

(令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から令和 4 (2022) 年 3 月 31 日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から 14 年目を迎える。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、インフルエンザなどの感染症が激減し、令和 2 年度の受診者数は想像を超える減少幅となっている。ワクチン接種の開始により、今後の早期終息に期待がかかるころではあるが、マスクの着用や手洗いなど衛生意識の変化に加え、不要不急の受診を控える動きは今後も続くと思われることから、令和 3 年度についても急病センターの受診者数は非常に少なく推移するものと想定される。診療体制の見直しなど経費削減に努めるが、大幅な収支の悪化は避けられず、収支差である指定管理委託料は例年の倍の規模にまで膨らむことが見込まれる。しかし、少ない受診者の中にも一定の重症患者が含まれており、一次救急としてのセンターの重要性に変わりはなく、引き続き医療者の安定確保に努め、地域の安心安全を担っていく。

先行きの見通せない状況ではあるが、令和 3 年度もこれまでの経験を踏まえ、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

受診者数の減少を受け、体制を見直すとともに、医療者の安全に配慮した上で必要な検査等を実施し、これまでどおり充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター

(伊丹市昆陽池 2 丁目 10 番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝 7:00

土曜 15:00～翌朝 7:00

日祝 9:00～翌朝 7:00

年末年始等 9:00～翌朝 7:00

ただし、受付時間は診療開始時間 30 分前から診療終了時間 30 分前まで

(3) 診療体制（原則）

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室 1																								
診察室 2																								
診察室 3																								
診察室 4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室 1																								
診察室 2																								
診察室 3																								
診察室 4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室 1																								
診察室 2																								
診察室 3																								
診察室 4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室 1																								
診察室 2																								
診察室 3																								
診察室 4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室 1																								
診察室 2																								
診察室 3																								
診察室 4																								

※平日の準夜帯（診察室2）は患者数の減少が続いている間、上記のとおり医師の配置の調整を図る。繁忙期の日祝についても増員（診察室3、4）は行わない。診療体制に合わせて薬剤師の配置も減らす。また、深夜帯の患者数が特に少ないことから、24時以降の看護師を1名減とする。

患者見込 年間12,359人（令和元年度比50%）

(4) 職員数 (令和2年10月末現在)

<医師>

正規職員・・・2名(1名)

期間契約職員・・・42名(43名)

3市医師会・・・40名(46名)

<看護師>

正規職員・・・4名(3名)

期間契約職員・・・22名(26名)

<薬剤師>

期間契約職員・・・18名(18名)

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・10名(11名)

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名(6名)

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを実施するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを活用し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要性があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努める。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

事務局職員数

- 正規職員・・・3名
- 嘱託職員・・・1名